

山口大学基金

ななむらしょうがくきん

七村奨学金奨学生募集要項

山口大学経済学部卒業生の七村 守 氏ななむらまもる（株式会社セブテーニ・ホールディングス名誉会長 & ファウンダー）から、経済的に困窮している学力優秀な学生が勉学に専念でき、卒業まで安心して修学できるよう支援したいとのご寄附により、平成 28 年度から山口大学基金により返還を必要としない給付型の奨学金として実施しています。

奨学金給付額・給付期

奨学金は、返還を要しない給付型の奨学金です。

1. 奨学金の給付金額

年額 630,000 円（月額 70,000 円×9カ月分）

※8月、9月、3月分は大学が休業期間中のため支給しません。

※長期履修学生は、修業年限を長期履修期間で除した数を当初の月額に乗ずる額を支給します。

※退学または除籍されたときは、その翌月から奨学金の支給を取り消します。

※山口大学学則第 63 条に基づく懲戒を受けたときは、その翌月から奨学金の支給を取り消します。

※休学期間については、奨学金の支給を停止します。

※虚偽や不正な手段により奨学金を受給した場合、奨学金受給決定に遡り、奨学金を取り消します。

※奨学金が停止または取り消しとなった月分について、すでに奨学金を支給していた場合は、その奨学金を返納することになります。

※七村奨学金は他の奨学金との併給ができません。

2. 奨学期間

令和5年4月からの1年単位とし、毎年申請・審査により2年目以降も継続受給が可能となり、最長で卒業（学部の修業年限）までの継続受給が可能です。

※長期履修学生については、長期履修期間までです。

3. 支給方法

年3回（7月、10月、12月に、奨学金を直接本人指定の銀行口座に送金します。）

申込みできる方

令和5年4月に山口大学に入学（編入学）した学部学生のうち、次の各号に該当する者とする。ただし、外国人留学生を除く。

- (1) 学力が優秀である者。
- (2) 生計維持者の収入または所得が以下に当てはまる者。

奨学金給付に係る収入・所得基準額表

世帯人数	給与所得者のみの世帯（所得課税証明書の給与収入の額）	事業所得、その他所得のみの世帯（確定申告書等の所得金額）	複数種類の収入・所得がある世帯
2人世帯	500万円以下	200万円以下	本奨学金において定める計算式に基づき、合算して総合的に判定する
3人世帯	600万円以下	250万円以下	
4人世帯	700万円以下	300万円以下	
5人世帯	800万円以下	370万円以下	
6人世帯	900万円以下	440万円以下	

募集人数

10名以内

説明会

令和5年4月7日（金） 19時00分～
場所：共通教育棟1番教室

申請期間

令和5年5月8日（月）～5月12日（金） 9:00～12:00、13:00～17:00

申請方法・提出書類

【申請方法】

必要な書類を申請期間内に窓口へ提出してください。（申請に必要な『申請書』と『身上調書』の様式については説明会の際に配付します。）

【提出書類】

- ①七村奨学金給付申請書（所定の様式）
- ②七村奨学金身上調書（所定の様式）
- ③所得証明書、源泉徴収票、確定申告書のいずれか（生計維持者全員分）

④その他必要書類

選考

選考は、学業成績、経済状況について書類審査等を行い、奨学生を決定します。

選考結果

選考結果は、申請者全員に対して令和5年7月～8月頃に本人に通知する予定です。

奨学生の義務

奨学生は、次の義務を履行する必要があります。

1. 学業に励むとともに健康に留意し、本奨学生としての品位を保つよう努めること。
2. 奨学金受給決定時に学長へ誓約書を提出すること。
3. 翌年の4月末までに、1年間の修学状況報告書（所定の様式）を学長へ提出すること。
4. 奨学生の懇談会に出席すること。
5. 他の奨学金の受給が決まったときには、どちらの奨学金を受給するか選択し、七村奨学金を停止する場合には学生サービス係へ連絡すること。

お問い合わせ

〒753-8511 山口市吉田 1677-1

山口大学学生支援部学生支援課学生サービス係

T E L : 083-933-5611 E-mail : ga113@yamaguchi-u.ac.jp

ななむらしょうがくきん

令和5年度七村奨学金申請のしおり

山口大学学生支援部学生支援課

○申請対象者

令和5年4月に山口大学に入学（編入学）した学部学生のうち、次のいづれにも該当する者とする。ただし、外国人留学生を除く。

- (1) 学力が優秀である者。
- (2) 生計維持者の収入または所得が以下に当てはまる者。

奨学金給付に係る収入・所得基準額表

世帯人数	給与所得者のみの世帯（所得課税証明書の給与収入の額）	事業所得、その他所得のみの世帯（確定申告書等の所得金額）	複数種類の収入・所得がある世帯
2人世帯	500万円以下	200万円以下	本奨学金において定める計算式に基づき、合算して総合的に判定する
3人世帯	600万円以下	250万円以下	
4人世帯	700万円以下	300万円以下	
5人世帯	800万円以下	370万円以下	
6人世帯	900万円以下	440万円以下	

○令和5年度七村奨学金申請スケジュール

① 申請期間

令和5年5月8日（月）～5月12日（金）

受付時間は9時00分から12時00分、13時00分から17時00分までです。

※申請期間及び受付時間を厳守してください。（12時00分～13時00分は受付できません。）

※申請期間後および受付時間後は申請を受理しません。

② 結果通知

令和5年7月～8月（予定）

○申請方法

- (1) 必要書類を準備する（必要書類の詳細は1頁以降を参照）。
- (2) 「(1)で準備した必要書類」を「学生支援課学生サービス係」へ提出する。提出方法は「持参」のみとし、郵送による提出および代理による提出は受理することができません。

○申請書類の提出場所・問い合わせ先

山口大学学生支援課学生サービス係（共通教育棟本館1階9番窓口）

（電話）083-933-5611

（E-mail）ga113@yamaguchi-u.ac.jp

○重要 本学からの連絡は、電話又は山口大学公式メールアドレス宛にメールを送付します。担当の電話番号（083-933-5611）を携帯電話に登録しておいてください。

目 次

1	提出書類	1
	(1) 申請者全員が提出する書類	1
	(2) 該当者のみ提出が必要となる書類	2
2	不足書類がある場合について	2
3	申請結果について	2
4	注意事項	2

1 提出書類

(1) 申請者全員が提出する書類

提出書類	留意事項
1 七村奨学金給付申請書（原本）	※ <u>手書き</u> で作成してください。
2 七村奨学金身上調書（原本）	
3 所得を証明する書類 (i)、(ii)、(iii)のいずれかを提出してください。 (i) 市町村が発行する「令和4年度所得証明書」(原本) ※令和3年中の所得等の内容が証明されていません。 (ii) 「令和4年分源泉徴収票」(写可) (iii) 「令和4年度確定申告書」(写可)	生計維持者の書類を提出してください。 ※生計維持者とは、父母がいる場合には原則として父母(2名)となりますが、1名のケースに該当する場合には該当者の書類をご提出ください。 ※ <u>生計維持者に該当する場合は、パート・アルバイトに関係なく必要書類を提出してください。収入がない場合は「所得証明書」あるいは「非課税証明書」をご提出ください。</u>

(2) 該当者のみ提出が必要となる書類

必要書類	対象者	発行機関等
兄弟・姉妹の在学証明書 (原本) または 学生証 (写)	申請者本人の兄弟・姉妹が、大学(短期大学)、高等専門学校、専修学校(専門・高等課程)に在学している場合は提出してください。 なお、申請者本人の兄弟・姉妹が高校生以下または山口大学の学生の場合は、提出の必要はありません。	在学学校
障がい者手帳(写)	身上調書に記載している家族に、該当がある場合には提出してください。	市区町村役場等

2 不足書類がある場合について

申請書類提出後、不足書類がある場合は、本学が指定した提出期限までに提出するように電話またはメールで依頼をします。連絡があった場合は、速やかに対応してください。

本学が指定した提出期限までに不足書類の提出がない場合は、**申請は無効となりますので留意してください。**

3 申請結果について

令和5年7月～8月頃に申請者の山口大学公式メールアドレス宛に、申請結果の通知メールを送付します。

※学生の公式メールアドレス宛にしか通知を送りませんので、よく確認してください。

4 注意事項

- ・申請書類の記載内容等が事実と異なることが判明した場合は、申請結果の通知後であっても取り消すことがあります。
- ・申請結果の通知より前に休学・退学する場合や、申請者本人の連絡先の変更があった場合は、速やかに学生支援課学生サービス係に申し出てください。
- ・七村奨学金は他の奨学金との併給ができません。他の奨学金の受給する場合は、申請を辞退する旨学生サービス係へ連絡してください。